

第33回技能検定職種の統廃合等に関する検討会 議事次第

令和6年9月17日(火)
13:30～15:30
中央合同庁舎5号館共用9会議室

1 開会

2 議題

(1) 令和6年度技能検定職種の統廃合について

- ・ 検討対象職種の説明
- ・ 業界団体からのヒアリング

(2) 報告事項

- ・ 令和5年度技能検定実施状況について
- ・ その他

3 閉会

(配付資料)

資料1 令和6年度技能検定職種の統廃合について

資料2 統廃合等検討対象職種の概要

資料3 令和6年度技能検定職種の統廃合等に関するスケジュール

資料4 技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について(案)

資料5 令和5年度「技能検定」の実施状況を公表します(令和6年7月26日厚生労働省発表)

資料6 団体等検定制度を創設しました(令和6年3月1日厚生労働省発表)ほか

資料7 技能検定「林業職種」を新設しました(令和6年8月29日厚生労働省発表)

参考資料1 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)(抄)

参考資料2 規制改革推進のための第2次答申(抄)

参考資料3 令和5年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

検討会参集者限り資料1

検討会参集者限り資料2

検討会参集者限り資料3

検討会参集者限り資料4

資料1 令和6年度技能検定 職種の統廃合について

ひと、暮らし、未来のために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

あしたを拓く人を創る
人材開発統括官

○行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

○規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、（中略）例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書（平成21年1月）

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（第1次判断）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（第2次判断）、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

●検討対象職種の選定（第1次判断）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合

100人以下
の場合

●社会的便益の評価（第2次判断）

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとつての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

検討会において第2次判断を行う

4 検討過程の客観性・透明性の確保

第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

検討会におけるこれまでの検討状況(1/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H21	コンクリート積みブロック施工職種	3	隔年	10職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1)職種廃止、(2)他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3)指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。	H23廃止
	漆器製造職種	4	1回		H22廃止
	製材のこ目立て職種	6	1回		H23廃止
	金属研磨仕上げ職種	7	3年毎		H23廃止
	竹工芸職種	8	3年毎		H23廃止
	ガラス製品製造職種	9	3年毎		H23廃止
	れんが積み職種	13	隔年		H23廃止
	ファインセラミックス製品製造職種	17	3回		H22廃止
	建築図面製作職種	20	毎年		H23廃止
	木工機械整備職種	28	隔年		H24他職種と 統合
H22	枠組壁建築職種	80	毎年	関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	ウェルポイント施工職種	28	隔年	次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。	
	E-ILシーパル施工職種	90	毎年	隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。	
	機械木工職種	27	隔年	現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。	H24他職種と 統合

検討会におけるこれまでの検討状況(2/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H23	(対象無し)				
H24	印章彫刻職種	25	3年毎	平成22年度より3年毎の実施としており、平成24年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。	
	枠組壁建築職種	95	毎年	平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成24年度の結果を見て判断することが適当。	
H25	木型製作職種	26	3年毎	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H29廃止
	機械木工職種	H25より統合実施		木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。	
H26	製版職種	97	毎年	平成27年度の検定試験は休止とし、平成28年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。	
	複写機組立て職種	93	毎年	現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。	H28廃止
H27	酒造職種	94	毎年	関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	
	枠組壁建築職種	92	毎年	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。	
H28	縫製機械整備職種	42	隔年	関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。	

検討会におけるこれまでの検討状況(3/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
H29	機械木工職種	26	3年毎	平成31年度技能検定試験(次回)における受検申請者数が、少なくとも年間平均30人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。	
	陶磁器製造職種	29	3年毎	今後、年間平均30人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成30年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成30年度の試験における受検申請者数が少なくとも90人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。	
	製版職種	95	毎年	存続を認めることが適当。	H29プリプレスに 職種名称変更
	エーエルシーパネル施工職種	38	隔年	今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
H30	(対象無し)				
R元	陶磁器製造職種	40	3年毎	平成30年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79人であり、90人に満たず、関係業界団体に改めて確認したところ、廃止はやむを得ないという回答がなされている。このため、平成29年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止が適当。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮。	R3廃止

検討会におけるこれまでの検討状況(4/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
R元	ウェルポイント施工職種	45	隔年	当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和2年度から起算して3年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。	
	印章彫刻職種	29	3年毎	印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、令和3年度の技能検定試験では100名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和3年度の受検者数が100人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとするのが適当。	
R2	機械木工	25	3年毎	機械木工職種については、平成29年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和4年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が90人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。	
	枠組壁建築	95	毎年	枠組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の12%台で推移し、木造戸数に限れば20%以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である100人を下回ると一旦増かすものの、数年後に再び100人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には3年連続で100人を下回り、53人となった。この結果、6年平均では95人となり、第一次判断基準の100人を下回っている。 このため、枠組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和3年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。	

検討会におけるこれまでの検討状況(5/5)

年度	検討対象職種	6年平均 受検 申請者数	試験 実施頻度	検討会結論	対応
R3	(対象なし)			R2年度はコロナ拡大防止のため中止されたため、R3年度の結果に基づき判断。	
R4	<u>塗料調色</u>	98	毎年	<u>令和5年度以降に実施される塗料調色職種に係る技能検定において、年間受検申請者数が100名以上であることを条件に毎年実施とし、令和6年度に再検討。</u> (ただし、令和2年度を除く過去6年間の平均受検申請者数が100名以上である場合は、この限りではない。)	要フォロー →令和6年度 に再検討
R5	機械木工	37	3年毎	引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3年毎での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当。	
	枠組壁建築	48	毎年	関係業界団体が資格取得対象者を把握しつつ受検勧奨を行うことや事前講習の充実等により受検者拡大を図ること、ホームページや機関誌等を通じた好事例の周知等により企業による技能検定試験の活用を促進することを条件に、隔年での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当。 なお、次回試験を実施する令和7年度の受検申請者数が188人を下回ることとなった場合には、改めて3年毎実施に実施頻度を落とすことや職種廃止とすることについて本検討会に諮るものとする。	

職種の統廃合等の判断基準に基づく評価（第1次判断）

- 過去6年間の年間平均受検者数が100人以下※1。ただし、以下の場合は検討対象から除外。
 - ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
 - ② 隔年又は3年ごとに実施するものは、それぞれ50人以上又は30人以上の場合

【コロナ禍での過去6年間の年間平均受検者数の算出方法】

新型コロナウイルス感染症感染防止のため令和2年度の検定試験が中止された職種もあったことも踏まえ、令和2年度の影響を除く。

- A 通年実施 → 令和2年度を除く直近の過去6カ年分の平均受検申請者数
- B 隔年実施 → 令和2年度を除く直近の過去3カ年分の平均受検申請者数
- C 3年ごと実施 → 令和2年度を除く直近の過去2カ年分の平均受検申請者数

令和6年度の評価においては

例1) 隔年の場合(○実施) ①H30～R5を算定の基礎とする ②H28～R1,R3～4を算定の基礎とする

例2) 3年実施 ①③H30～R5 ②H29～R1,R3～5を算定の基礎とする

例1	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①		○		○		○		○
②	○		○		○		○	

例2	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
①			○			○		
②		○			○			○
③	○			○			○	

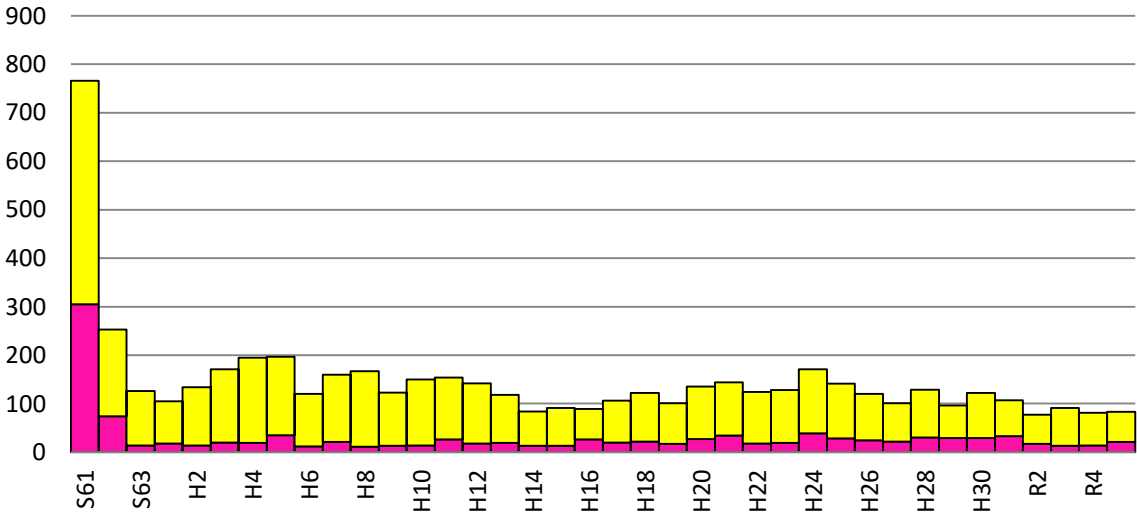
第1次判断基準 該当職種	作業名	申請者数実績								実施公示※	平均 申請者 数	備考	評価
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5				
金属溶解	鋳鉄溶解作業			41			70			30,R3	30	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
	鋳鋼溶解作業		20			42			12	29,R2,R5			
	軽合金溶解炉溶解作業		32			10		1		29,R2			
粉末冶金	成形・再圧縮作業		119	1	89		44		38	29,R1,R3,R5	63	隔年実施、平均50人以上	対象外
	焼結作業	89		91		18		28		28,30,R2,R4			
金型製作	プレス金型製作作業	74	71	74	74		62		59	28,29,30,R1,R3,R5	78	隔年実施、平均50人以上	対象外
	プラスチック成形用金型製作 作業	30		25		26			35	28,30,R2,R5			
溶射	防食溶射作業	170	1	183			132		140	28,30, R3,R5	99	隔年実施、平均50人以上	対象外
	肉盛溶射作業		68	1	81			55		29, R1,R4			
ロープ加工	ロープ加工作業	129	96	122	107	77	91	81	83	28,29,30,R1,R2,R3, R4,R5	97	毎年実施、平均100人未満	検討対象
縫製機械整備	縫製機械整備作業	160		164		95		104		28,30,R2,R4	71	隔年実施、平均50人以上	対象外
機械木工	機械木工作業	15			20			23		28,R1,R4	37	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
	木工機械整備作業	74			61			117		28,R1,R4			
枠組壁建築	枠組壁工事作業	137	80	85	53	定期 試験 中止	68		44	28,29,30,R1,R2,R3, R5	42	隔年実施、平均50人未満 (R5年度検討済み)	対象外
エーエルシーパネル 施工	エーエルシーパネル施工作 業		102			106			165	29,R2,R5	45	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	95	16	74	31	定期 試験 中止 29	82	35	18	28,30,R2,R3	43	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
印章彫刻	木口彫刻作業			70			141			30,R3	44	3年に1回実施、平均30人以上	対象外
	ゴム印彫刻作業 (R1年度作業廃止済)				50					R1			
塗料調色	調色作業	122	93	87	76	定期 試験 中止	78	79	85	28,29,30,R1,R2,R3, R4,R5	83	毎年実施、平均100人未満 (R4年度の検討において、R6年 度に再検討することとした経緯 あり)	R6年度 再検討対象
義肢・装具製作	義肢製作作業	69	2	46	1	41		47	2	28,30,R2,R4	62	隔年実施、平均50人以上	対象外
	装具製作作業	81	54	31	58	1	69		54	28,29,30,R1,R3,R5			

※ 定期試験を実施した年に限る(随時試験のみを実施した年を除外)

資料2 統廃合等 検討対象職種の概要

ロープ加工職種の概要

荷下し、運搬等に使用されるワイヤロープなどの各種ロープについては、安全な作業を行うためのその強度、加工方法などが重要な要素となっている。

作業追加等の経緯		昭和61年度 平成20年度		職種新設（ロープ加工作業）〔S61.8.12 政令275、省令29〕 試験細目等の最終見直し									
試験実施状況													
ロープ加工職種 受検申請者数の推移													
 ■ 1級 ■ 2級													
ロープ加工作業		1級	申請	H30	R1	R2	R3	R4	R5	累計			
			合格	29	33	17	13	14	21	1,141			
			(率)	14	18	11	11	11	14	797			
			(率)	(48.3%)	(54.5%)	(64.7%)	(84.6%)	(78.6%)	(66.7%)	(69.9%)			
			2級	申請	93	74	60	78	67	62	4,383		
				合格	54	48	29	41	34	35	2,254		
		(率)		(58.1%)	(64.9%)	(48.3%)	(52.6%)	(50.7%)	(56.5%)	(51.4%)			
検討材料		年度	H29	H30	R1	R3	R4	R5	6か年平均(R2抜)				
		申請者	96	122	107	91	81	83	97				

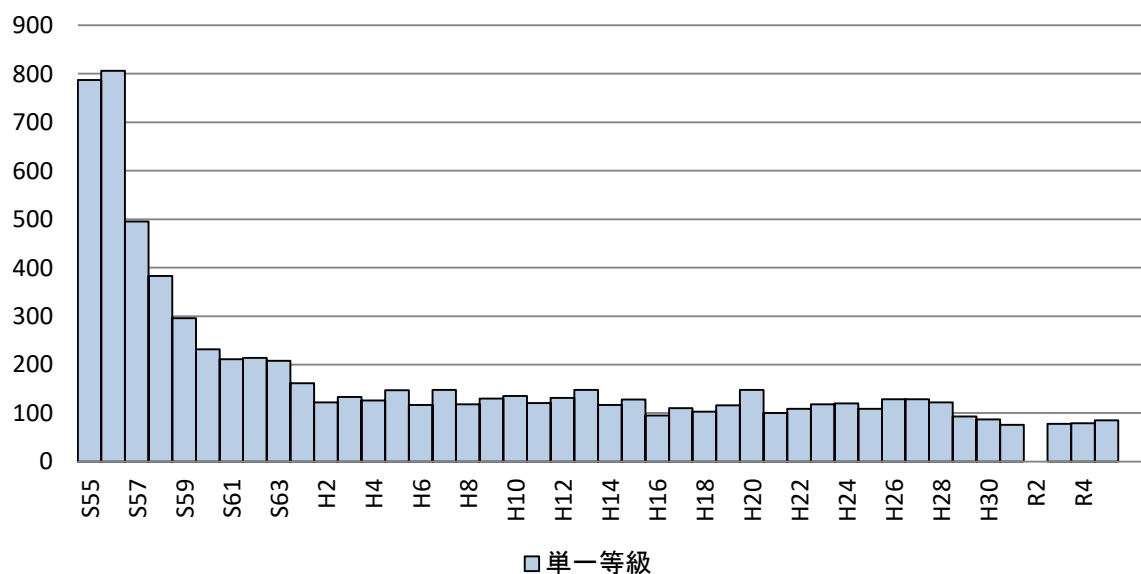
塗料調色職種の概要

塗料調色、いわゆる塗料の色合わせは、指定された塗料の色と容量をできるだけ少ない原色数で、かつ短時間で行うことが求められる。そのためには色彩、塗料、塗装に関する基本的な知識のほか、経験に培われた高度な技能が必要となる。

作業追加等の経緯	昭和55年度 平成4年度 平成20年度	職種新設（店頭調色作業）[S55.8.28 政令235, 省令24] 作業名変更（→ 調色作業へ）[H4.2.4 省令1 ※H4.4.1施行 H4.3.11正誤あり] 試験細目等最終見直し
----------	---------------------------	--

試験実施状況

塗料調色職種 受検申請者数の推移



			H30	R1	R2	R3	R4	R5	累計
調色作業	単一等級	申請	87	76	-	78	79	85	7,621
		合格	50	40	-	33	28	52	3,785
		(率)	(57.5%)	(52.6%)	-	(42.3%)	(35.4%)	(61.2%)	(49.7%)

検討材料	年度	H29	H30	R1	R3	R4	R5	6か年平均(R2抜)
	申請者	93	87	76	78	79	85	83

(参考) 令和6年度の受検申請者数速報値は97人である。

令和 6 年度技能検定職種の統廃合等に関するスケジュール

令和 6 年

9 月 17 日 第 1 回検討会開催（関係団体ヒアリング）

9 月 パブリックコメント実施

11 月 18 日 第 2 回検討会開催

12 月 報告書作成・公表

技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について（案）

令和 6 年 月 日
 厚生労働省
 人材開発統括官付
 能力評価担当参事官室

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に基づき実施される技能検定は、現在 132 職種を対象に実施されています（別添 1 参照）。

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準等を内容とする報告書が取りまとめられました（別添 2 参照）。

厚生労働省では、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行っています（別添 3 参照）。

この検討の一環として、統廃合等の対象職種に係る社会的便益を検討するに際して、パブリックコメントを行うこととなっていることから、令和 6 年度の検討対象職種となっている「ロープ加工」職種（別添 4 参照）に係る統廃合等について、下記のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

記

1 御意見募集期間

令和 6 年 月 日（ ）から令和 6 年 月 日（ ）まで（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

2 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 人材開発統括官付 能力評価担当参事官室 宛て

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」により提出を行ってください。

3 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

以上

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、令和5年度には全国で約81万人の受検申請があり、約36万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約872万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種ごとに等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、令和6年9月1日現在132職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、及び基礎級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等21職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関の長名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表（132 職種） 令和 6 年 9 月 1 日現在

	技能検定職種
建設関係 (32)	造園、さく井、建築板金、冷凍空調機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
金属加工関係 (19)	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係 (12)	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係 (9)	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係 (7)	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係 (8)	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係 (6)	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係 (2)	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係 (2)	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係 (3)	プリプレス、印刷、製本
その他 (31)	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリアコンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>眼鏡作製</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>ブライダルコーディネーター</u> 、 <u>接客販売</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>ホテル・マネジメント</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>フィットネスクラブ・マネジメント</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>林業</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

・下線の 21 職種は、指定試験機関（民間機関）で実施することとなっている。

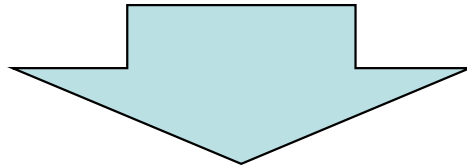
技能検定の職種等の統廃合等について

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書(平成21年1月)

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

4 検討過程の客観性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号（平成 29 年 9 月 1 日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会参集者名簿

令和6年9月17日

金子 勝一	山梨学院大学 教授
川瀬 治	日刊工業新聞社 編集委員
黒澤 昌子 座長	政策研究大学院大学 副学長
古賀 俊彦	職業能力開発総合大学校 准教授
高山 昌茂	協和監査法人 代表社員公認会計士
武雄 靖	ものづくり大学 教授
塚崎 英世	職業能力開発総合大学校 教授
筒井 美紀	法政大学 教授

五十音順・敬称略

ロープ加工職種の概要

荷下し、運搬等に使用されるワイヤロープなどの各種ロープについては、安全な作業を行うためのその強度、加工方法などが重要な要素となっている。

作業追加等の経緯		昭和61年度 平成20年度		職種新設（ロープ加工作業）〔S61.8.12 政令275、省令29〕 試験細目等の最終見直し										
試験実施状況														
ロープ加工職種 受検申請者数の推移														
■ 1級 ■ 2級														
ロープ加工作業		1級	申請	H30	R1	R2	R3	R4	R5	累計				
			合格	29	33	17	13	14	21	1,141				
			(率)	14	18	11	11	11	14	797				
			(率)	(48.3%)	(54.5%)	(64.7%)	(84.6%)	(78.6%)	(66.7%)	(69.9%)				
			2級	申請	93	74	60	78	67	62	4,383			
				合格	54	48	29	41	34	35	2,254			
		(率)		(58.1%)	(64.9%)	(48.3%)	(52.6%)	(50.7%)	(56.5%)	(51.4%)				
		検討材料		年度	H29	H30	R1	R3	R4	R5	6か年平均(R2抜)			
				申請者	96	122	107	91	81	83	97			

Press Release

報道関係者 各位

令和 6 年 7 月 26 日

【照会先】

人材開発統括官付 能力評価担当参事官室

参事官 安達 佳弘

主任職業能力検定官 増岡 宗一郎

上席職業能力検定官 田口 勲

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5946)

(直通電話) 03(3502)6958

令和5年度「技能検定」の実施状況を公表します

～新たに約 36 万人が「技能士」に～

厚生労働省はこのたび、令和 5 年度「技能検定」の実施状況をまとめましたので、公表します。令和 5 年度の技能検定の合格者数は 35 万 6,162 人となりました。

技能検定制度は、働く上で身につけるべき、または必要とされる技能の程度を国が証明するもので、現在 131 職種で実施しています。この検定に合格した人だけが「技能士」を名乗ることができ、昭和 34 年度の制度開始から今回の実施までで、延べ約 872 万人が合格しています。

【令和 5 年度の実施状況の概要】

- ・ 受検申請者数：80 万 9,672 人で、令和 4 年度比 59,847 人（6.9％）の減少。
[別添 P 1-1 参照]
- ・ 合格者数：35 万 6,162 人で、令和 4 年度比 3,479 人（1.0％）の減少。
[別添 P 1-1 参照]
- ・ 合格率：44.0％で令和 4 年度（41.4％）から 2.6％の増加。
[別添 P 1-1 参照]
- ・ 制度創設当初からの合格者数の累計：872 万 1,187 人。 [別添 P 5-4 参照]
- ・ 職種別で最も受検申請者数が多い職種はファイナンシャル・プランニングで 47 万 2,050 人。 [別添 P 3-3、同 4-4 参照]
- ・ 等級別で最も受検申請者数が多い等級は 2 級（中級相当）で、30 万 3,003 人。
[別添 P 2-2（2）参照]

【別添資料】 令和 5 年度「技能検定」実施状況

【関連サイト】 技能検定関連の情報は、ポータルサイト「技のとびら」でご覧いただけます。

<https://waza.mhlw.go.jp/>

令和5年度「技能検定」実施状況

別添資料

1. 等級別の実施状況（令和5年度）

等 級 (技能検定の合格に必要な技能及び知識)	受検申請者数 (令和4年度比)	合格者数 (令和4年度比)	合格率 (令和4年度)
特級 (管理者又は監督者に必要な技能及び知識)	4,328人 (-2.2%)	1,373人 (-3.2%)	31.7% (32.1%)
1級 (上級の技能労働者に必要な技能及び知識)	81,569人 (-12.7%)	26,372人 (-18.5%)	32.3% (34.7%)
2級 (中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	303,003人 (-11.6%)	88,017人 (-11.2%)	29.0% (28.9%)
3級 (初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	282,134人 (-7.6%)	154,324人 (-5.4%)	54.7% (53.4%)
単一等級 (等級に区分していない職種で、1級相当の技能及び知識)	2,941人 (+16.7%)	1,663人 (+29.5%)	56.5% (51.0%)
随時2級 (技能実習生を対象とし、中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	22,973人 (+85.0%)	410人 (+76.0%)	1.8% (1.9%)
随時3級 (技能実習生を対象とし、初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	24,215人 (-55.3%)	6,737人 (-53.7%)	27.8% (26.9%)
基礎級 (技能実習生を対象とし、基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識)	88,509人 (+61.7%)	77,266人 (+62.3%)	87.3% (87.0%)
合計	809,672人 (-6.9%)	356,162人 (-1.0%)	44.0% (41.4%)

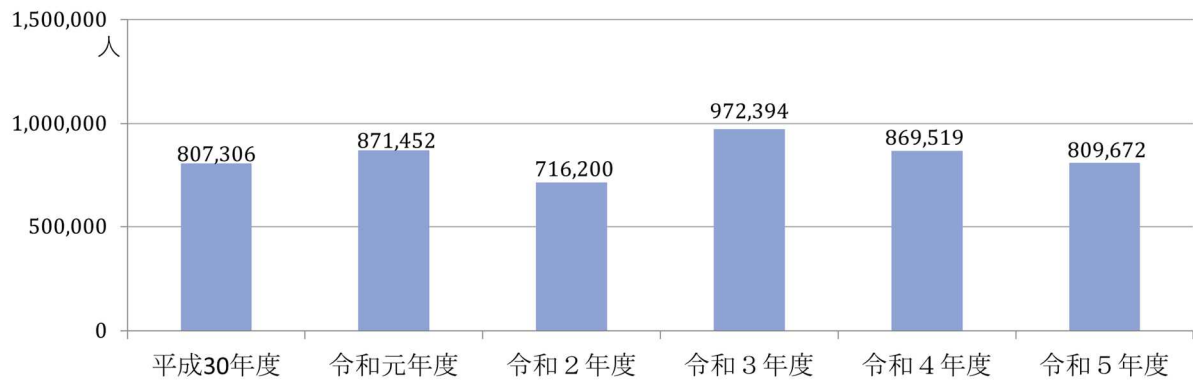
- ・ 技能検定は学科試験と実技試験を行い、受検申請者数は、当該年度に同時に両試験に申請した者は1名として計上している。例外として、学科試験の合格が実技試験の受検要件となっているため、両試験を同時に申請できない一部の職種（ファイナンシャル・プランニング1級等）は、学科試験と実技試験の受検申請者数の合計を計上している（以下同じ）。
- ・ 随時2級は令和元年度から実施。
- ・ 技能実習制度で受検を必須とする技能検定の実技試験の実施状況（随時2級と随時3級）は下表のとおり。

随時2級と随時3級の実技試験の実施状況

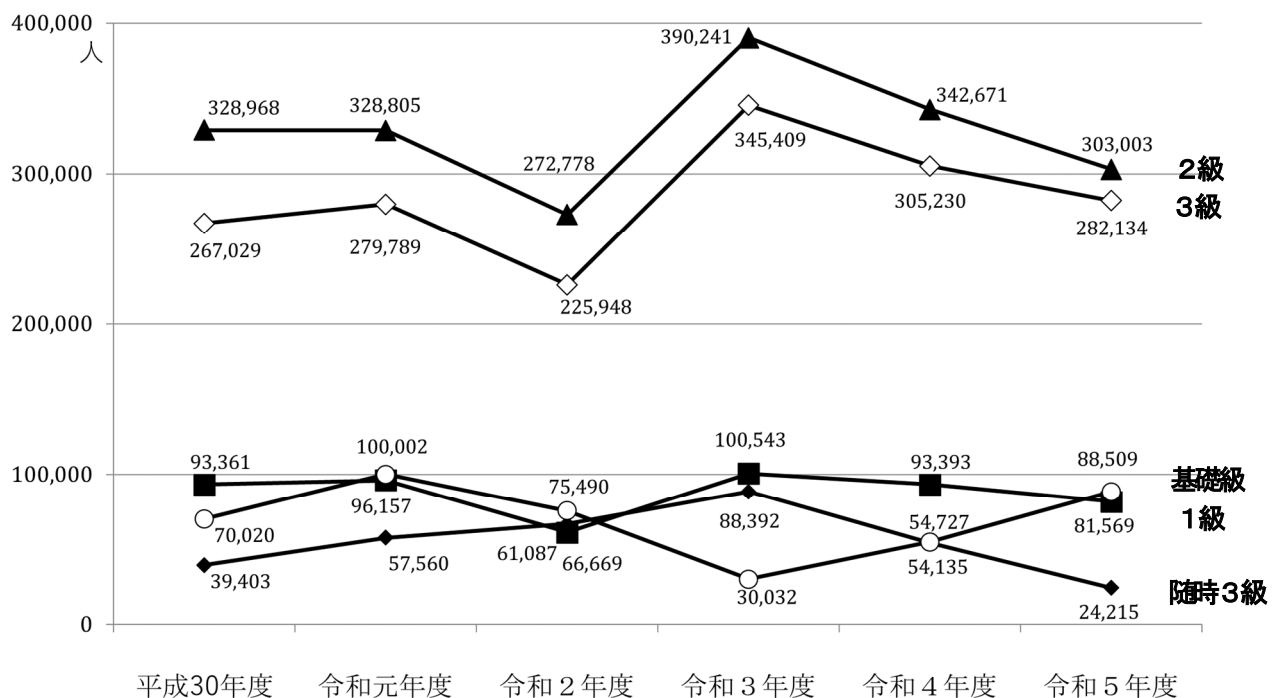
等 級	実技申請者数 (令和4年度比)	実技合格者数 (令和4年度比)	実技合格率 (令和4年度)
随時2級	22,663人 (+84.9%)	11,612人 (+85.1%)	51.2% (51.2%)
随時3級	23,490人 (-54.6%)	20,435人 (-53.9%)	87.0% (85.6%)

2. 受検申請者数の推移（過去6年間）

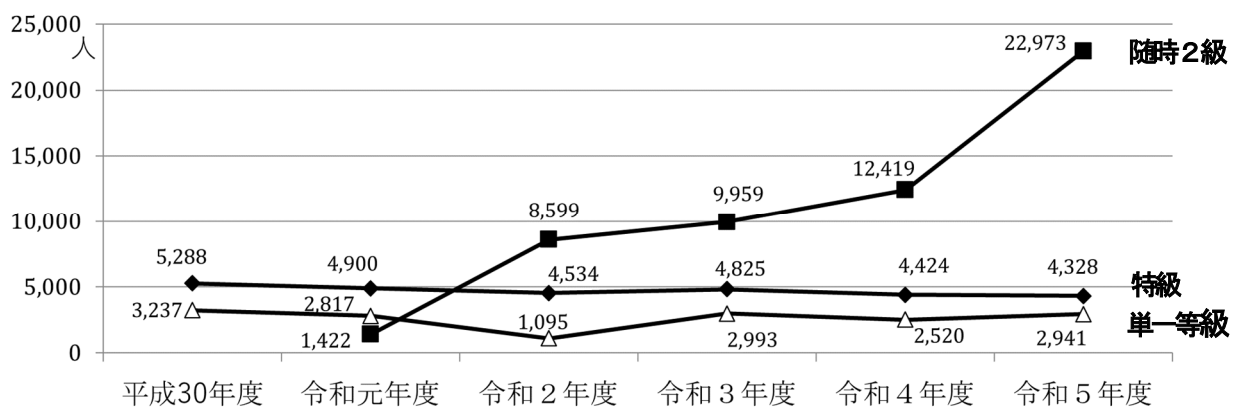
（1）全等級の合計



（2）1級、2級、3級、随時3級と基礎級



（3）特級、単一等級と随時2級



3. 等級別受検申請者数の多い職種（各上位5職種）

全等級合計

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
ファイナンシャル・プランニング	472,050	-12.6%	169,849	-11.7%
機械保全	32,427	-0.8%	15,160	+10.9%
とび	18,942	+7.1%	11,142	+32.4%
機械加工	18,439	-3.2%	10,965	+6.2%
知的財産管理	17,549	+4.2%	8,601	+5.3%

特級

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
機械加工	954	+2.6%	350	+16.3%
機械保全	704	-2.8%	141	-19.0%
仕上げ	321	+0.9%	87	-20.9%
建設機械整備	319	+12.3%	61	+10.9%
機械検査	298	-11.6%	108	-21.7%

1級

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
ファイナンシャル・プランニング	25,178	-16.5%	2,363	-18.0%
機械保全	9,547	-0.4%	3,410	+17.9%
塗装	4,432	-4.1%	1,699	-9.1%
とび	2,864	-8.8%	1,190	-24.0%
防水施工	2,701	-9.8%	1,409	-9.2%

2級

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
ファイナンシャル・プランニング	223,771	-15.1%	53,070	-18.3%
機械保全	14,362	-2.5%	5,924	+15.5%
知的財産管理	7,125	+4.9%	2,640	+14.1%
機械加工	4,703	-1.0%	2,421	+0.1%
キャリアコンサルティング	3,855	+7.0%	551	+6.6%

3級

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
ファイナンシャル・プランニング	223,101	-9.4%	114,416	-8.1%
知的財産管理	9,649	+5.2%	5,923	+2.9%
機械検査	7,064	+5.2%	4,574	-0.1%
機械保全	6,593	+5.5%	5,049	+5.2%
機械加工	3,966	-6.4%	2,960	-0.8%

単一等級

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
路面標示施工	660	+1.5%	371	+4.8%
調理	638	-2.0%	335	+13.6%
産業洗浄	545	-1.8%	323	-5.8%
電子回路接続	186	+9.4%	92	+46.0%
製麺	173	-	106	-

随時2級

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
婦人子供服製造	2,658	+89.3%	51	+131.8%
とび	2,442	+73.9%	43	+53.6%
プラスチック成形	1,895	+114.4%	35	+20.7%
鉄筋施工	1,548	+58.1%	40	+53.8%
塗装	1,475	+108.6%	10	-50.0%

随時3級

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
とび	2,357	-65.1%	648	-63.8%
プラスチック成形	2,185	-49.8%	690	-40.4%
婦人子供服製造	1,666	-47.2%	438	-46.8%
工業包装	1,537	-48.8%	381	-42.6%
塗装	1,423	-56.0%	409	-57.5%

基礎級

職種名	受検申請者数（人）	令和4年度比	合格者数（人）	令和4年度比
とび	10,843	+85.8%	9,037	+90.5%
プラスチック成形	7,113	+40.5%	6,273	+41.5%
婦人子供服製造	5,762	+121.3%	4,942	+127.2%
工業包装	5,698	+60.1%	5,098	+58.5%
塗装	5,155	+65.8%	4,522	+64.3%

4. 職種別受検申請者数の推移（過去6年間）及び令和5年度の合格者数

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)	合格者数 (令和5年度)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 ウェブデザイン ※	3,814	3,440	2,987	4,350	4,078	4,308	3,830	2,654
2 キャリアコンサルティング ※	5,557	5,126	2,780	4,728	4,594	4,905	4,615	624
3 ピアノ調律 ※	512	502	—	458	417	387	455	126
4 ファイナンシャル・プランニング ※	451,804	474,596	435,424	619,650	539,871	472,050	498,899	169,849
5 眼鏡作製 ※	—	—	—	—	7,466	3,363	5,415	1,639
6 知的財産管理 ※	17,714	17,422	11,950	16,113	16,847	17,549	16,266	8,601
7 金融窓口サービス ※	11,470	9,187	4,552	6,823	3,165	2,407	6,267	1,004
8 プライダルコーディネート ※	3,715	4,220	4,144	4,525	4,291	4,196	4,182	3,185
9 接客販売 ※	3,886	1,512	768	787	709	745	1,401	413
10 着付け ※	1,367	1,284	—	1,054	1,214	1,492	1,282	939
11 ホテル・マネジメント ※	204	350	374	523	391	387	372	136
12 レストランサービス ※	4,549	4,479	4,380	4,701	3,766	3,267	4,190	1,766
13 フィットネスクラブ・マネジメント ※	965	2,172	2,966	2,843	2,504	1,824	2,212	990
14 ビル設備管理 ※	102	88	67	60	66	67	75	35
15 園芸装飾	1,156	1,143	—	1,017	859	816	998	651
16 造園	4,557	4,191	1,922	4,178	3,795	3,634	3,713	2,129
17 さく井	683	748	732	680	751	702	716	423
18 金属溶解	41	—	52	70	1	12	35	11
19 鋳造	3,137	3,871	2,767	2,915	2,613	2,791	3,016	1,745
20 鍛造	409	467	471	304	261	311	371	219
21 金属熱処理	5,188	5,111	768	5,249	4,402	4,257	4,163	2,553
22 粉末冶金	92	89	18	44	28	38	52	23
23 機械加工	24,420	26,576	15,079	22,080	19,050	18,439	20,941	10,965
24 非接触除去加工	588	521	33	450	382	544	420	269
25 金型製作	113	85	41	73	10	100	70	57
26 金属プレス加工	6,738	8,826	6,799	6,333	5,910	6,005	6,769	3,599
27 鉄工	3,168	4,313	2,778	3,977	3,873	4,069	3,696	2,355
28 建築板金	1,988	2,426	1,710	2,637	2,590	2,606	2,326	1,434
29 工場板金	3,346	4,371	3,223	3,733	3,501	3,708	3,647	2,201
30 めっき	2,723	3,152	1,819	2,751	2,772	2,717	2,656	1,604
31 アルミニウム陽極酸化処理	304	256	342	215	289	259	278	164
32 溶射	184	81	—	132	55	140	118	63
33 金属ばね製造	554	548	279	388	447	476	449	216
34 ロープ加工	122	107	77	91	81	83	94	49
35 仕上げ	6,275	6,697	2,621	5,796	4,904	4,654	5,158	2,277
36 切削工具研削	218	138	—	166	116	109	149	61
37 機械検査	17,384	19,465	15,216	16,924	14,288	15,033	16,385	8,121
38 ダイカスト	1,527	1,910	1,098	1,671	1,516	1,570	1,549	977
39 機械保全 ※	37,072	38,688	25,744	34,347	32,673	32,427	33,492	15,160
40 電子回路接続	213	211	160	157	170	186	183	92
41 電子機器組立て	13,213	14,888	9,486	12,226	9,553	9,757	11,521	5,876
42 電気機器組立て	7,434	8,167	2,838	7,204	6,097	2,972	5,785	1,711
43 シーケンス制御	—	—	—	—	—	3,859	3,859	2,330
44 半導体製品製造	1,445	1,338	835	1,068	1,333	1,384	1,234	694
45 プリント配線板製造	748	1,174	921	989	811	1,032	946	541
46 自動販売機調整	411	353	225	208	203	158	260	58
47 産業車両整備	326	293	—	325	294	285	305	196
48 鉄道車両製造・整備	1,484	1,473	621	1,436	1,316	1,095	1,238	684
49 時計修理	1,158	1,277	524	824	826	765	896	370
50 光学機器製造	414	407	212	354	403	404	366	211
51 内燃機関組立て	788	887	671	654	608	683	715	370
52 空気圧装置組立て	2,984	2,792	2,068	2,365	2,334	2,419	2,494	1,475
53 油圧装置調整	1,423	1,469	1,142	1,152	1,146	1,132	1,244	494
54 縫製機械整備	164	—	95	—	104	—	121	—
55 建設機械整備	3,568	3,607	294	4,165	3,809	3,790	3,206	1,873
56 農業機械整備	1,650	1,477	1,290	1,418	1,264	1,345	1,407	850
57 冷凍空気調和機器施工	2,071	2,396	2,555	2,516	2,126	2,116	2,297	1,124
58 染色	369	502	391	330	315	300	368	208
59 ニット製品製造	231	333	232	210	161	247	236	150
60 婦人子供服製造	12,941	14,655	11,289	9,481	7,551	10,540	11,076	5,665
61 紳士服製造	992	945	880	648	558	663	781	367
62 和裁	260	245	230	220	206	191	225	123
63 寝具製作	261	277	278	201	177	230	237	151
64 帆布製品製造	588	690	562	512	456	619	571	428
65 布はく縫製	222	363	232	181	154	135	215	74
66 機械木工	—	81	—	—	140	—	111	—
67 家具製作	1,694	2,260	1,642	2,091	1,852	1,941	1,913	1,150
68 建具製作	362	500	292	375	393	303	371	142
69 紙器・段ボール箱製造	882	1,282	1,376	1,168	1,109	1,314	1,189	918
70 プリプレス	174	147	122	112	112	85	125	45

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)	合格者数 (令和5年度)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
71 印刷	1,153	1,445	906	1,146	1,000	1,034	1,114	570
72 製本	1,081	1,337	1,404	1,124	1,094	1,099	1,190	712
73 プラスチック成形	15,007	19,372	13,682	15,589	15,239	16,169	15,843	8,718
74 強化プラスチック成形	479	606	399	512	476	573	508	345
75 石材施工	551	520	419	482	389	413	462	222
76 パン製造	3,310	4,223	4,353	3,611	3,680	3,771	3,825	2,613
77 菓子製造	391	370	321	313	302	277	329	147
78 製麺	107	108	20	243	—	173	130	106
79 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,075	2,488	2,103	1,900	1,637	1,781	1,997	1,091
80 水産練り製品製造	1,115	1,549	1,060	1,064	688	944	1,070	625
81 みそ製造	227	—	101	—	239	—	189	—
82 酒造	205	150	—	154	131	126	153	91
83 情報配線施工 ※	474	555	444	502	396	363	456	207
84 建築大工	7,472	8,870	7,997	7,734	6,717	6,726	7,586	4,097
85 枠組壁建築	85	53	—	68	—	44	63	25
86 かわらぶき	486	654	642	475	530	401	531	249
87 とび	12,902	18,232	16,408	18,146	17,685	18,942	17,053	11,142
88 左官	2,421	3,049	2,296	3,067	2,717	3,040	2,765	1,986
89 築炉	382	460	114	497	456	460	395	285
90 ブロック建築	257	309	77	161	149	208	194	134
91 エーエルシーパネル施工	—	—	106	—	—	165	136	135
92 タイル張り	753	828	590	789	731	780	745	422
93 畳製作	117	113	6	111	82	56	81	41
94 配管	4,790	5,330	5,772	5,584	5,205	5,394	5,346	2,862
95 厨房設備施工	230	244	176	189	181	177	200	106
96 型枠施工	6,115	8,327	8,377	7,131	7,040	7,705	7,449	4,658
97 鉄筋施工	6,980	9,219	8,738	7,616	6,981	8,008	7,924	4,431
98 コンクリート圧送施工	924	950	1,020	905	906	852	926	542
99 防水施工	4,924	5,769	2,760	5,528	5,174	5,152	4,885	2,947
100 樹脂接着剤注入施工	507	449	485	509	503	445	483	176
101 内装仕上げ施工	4,288	5,087	3,109	4,906	4,449	4,624	4,411	2,880
102 熱絶縁施工	1,005	1,179	682	1,473	1,351	1,438	1,188	818
103 カーテンウォール施工	149	133	126	139	102	88	123	52
104 サッシ施工	628	681	251	754	719	670	617	302
105 自動ドア施工	337	271	303	268	247	259	281	173
106 バルコニー施工	130	87	67	91	182	147	117	116
107 ガラス施工	352	354	302	305	303	272	315	116
108 ウェルポイント施工	74	31	29	82	35	18	45	11
109 テクニカルイラストレーション	551	479	485	436	354	347	442	232
110 機械・プラント製図	6,086	5,819	5,276	4,700	4,612	4,427	5,153	970
111 電気製図	500	514	495	482	468	445	484	210
112 化学分析	591	563	370	785	691	593	599	361
113 金属材料試験	768	777	483	518	554	577	613	262
114 貴金属装身具製作	339	350	212	362	341	296	317	165
115 印章彫刻	70	50	—	141	—	—	87	—
116 ガラス用フィルム施工 ※	125	136	93	139	153	228	146	165
117 表装	923	1,175	421	1,080	1,024	1,019	940	526
118 塗装	13,166	15,457	9,222	14,517	13,537	14,378	13,380	7,647
119 路面標示施工	596	551	—	785	650	660	648	371
120 塗料調色	87	76	—	78	79	85	81	52
121 広告美術仕上げ	221	248	276	220	151	159	213	94
122 義肢・装具製作	77	59	42	60	47	56	57	39
123 舞台機構調整	1,395	1,185	547	1,533	1,203	1,219	1,180	459
124 工業包装	4,417	7,525	7,632	7,183	7,095	8,373	7,038	5,545
125 写真	191	156	110	159	102	169	148	123
126 調理 ※	934	867	619	740	651	638	742	335
127 ビルクリーニング ※	4,023	6,237	7,493	6,744	7,216	7,864	6,596	4,764
128 ハウスクリーニング ※	310	198	123	146	178	158	186	45
129 産業洗浄	591	585	—	553	555	545	566	323
130 商品装飾展示	396	332	118	451	255	358	318	254
131 フラワー装飾	2,271	2,064	1,094	1,922	1,760	1,887	1,833	1,410
(廃) 陶磁器製造(令和3年度廃止)	79	—	—	66	—	—	73	—
合計	807,306	871,452	716,200	972,394	869,519	809,672	841,091	356,162
都道府県方式	258,709	300,393	211,292	263,161	238,873	251,047	253,913	143,525
指定試験機関方式	548,597	571,059	504,908	709,233	630,646	558,625	587,178	212,637
昭和34年度からの受検申請者数の累計	16,875,304	17,746,756	18,462,956	19,435,350	20,304,869	21,114,541		
昭和34年度からの合格者数の累計	6,974,055	7,337,789	7,637,348	8,005,384	8,365,025	8,721,187		

- ・ 職種名に「※」が付されているものは、指定試験機関が技能検定試験を行う職種である。
- ・ 職種の順番は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の記載順で、番号は便宜的に記載したもの。
- ・ 欄中に斜線が入っている箇所は、その試験の設定がない（職種の追加前）ことを表す。
- ・ 欄中に「—」が記載されている箇所は、試験の休止を示す。

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、令和5年度には全国で約81万人の受検申請があり、約36万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約872万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種ごとに等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、令和6年7月1日現在131職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、及び基礎級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等20職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関の長名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表 (131 職種) 令和 6 年 7 月 1 日現在

	技能検定職種
建設関係 (32)	造園、さく井、建築板金、冷凍空調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、 エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、 鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、 内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、 自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、 路面標示施工、広告美術仕上げ
金属加工関係 (19)	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、非接触除去加工、金型製作、 金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、 金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係 (12)	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、 空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、 テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係 (9)	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、シーケンス制御、半導体製品製造、 プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、電気製図
食料品関係 (7)	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、 水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係 (8)	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、 布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係 (6)	機械木工、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係 (2)	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係 (2)	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係 (3)	プリプレス、印刷、製本
その他 (31)	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリアコンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>眼鏡作製</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>ブライダルコーディネート</u> 、 <u>接客販売</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>ホテル・マネジメント</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>フィットネスクラブ・マネジメント</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ロープ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 商品装飾展示、フラワー装飾

・ 下線の 20 職種は、指定試験機関（民間機関）で実施することとなっている。

Press Release

令和6年3月1日

【照会先】

人材開発統括官付 能力評価担当参事官室

参事官 安達 佳弘

主任職業能力検定官 増岡 宗一郎

上席職業能力検定官 直野 泰知

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5945)

(直通電話) 03(3502)6958

報道関係者 各位

団体等検定制度を創設しました

厚生労働省は、このたび、社内検定認定制度を拡充し、団体等検定制度を創設しましたので公表します。

団体等検定制度は、職業能力開発促進法に基づき、事業主または事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、労働者が持つ職業に必要な知識や技能について、その程度を自ら検定する事業のうち、一定の基準に適合し、技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定するものです。

厚生労働省は、団体等検定制度の促進に取り組んでいきます。

参考：団体等検定制度ホームページ（URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/dantaitou/index.html



経済財政運営と改革の基本方針2024（抜粋）（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

（2）三位一体の労働市場改革

2024年3月に創設した団体等検定に係るスキルの習得講座の対象への追加について、2024年中に検討を行うとともに、幅広い業種（建設、物流、観光等）において、事業所管省庁や業界団体の協力を得て、団体等検定制度の活用を促進する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（抜粋）（令和6年6月21日閣議決定）

Ⅲ. 三位一体の労働市場改革の早期実行

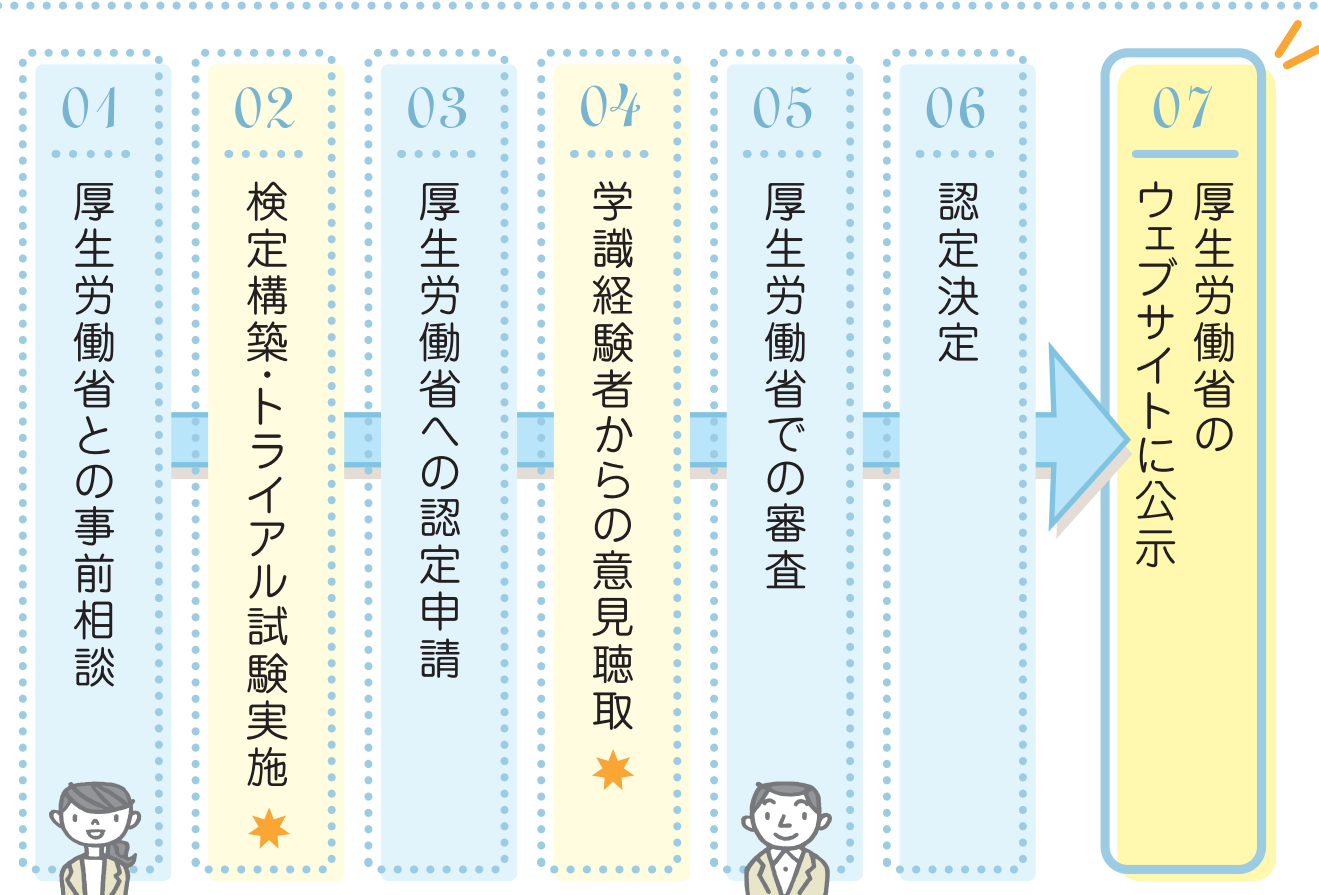
（2）労働移動の円滑化

①現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

人手不足が目立つ、自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理や検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等といった職種については、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度を政府が認定するとともに、政府としても、これらのスキル習得のための講座受講支援を実施する。

具体的には、業界団体・個別企業が策定する民間検定を政府が認定する新たな枠組みを通じ、既存の公的資格（技能検定等）ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進める。さらに、認定された検定に係るスキルの習得のための講座受講については、本年秋から、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う。

官民を挙げたスキルの評価制度の導入拡大を図るため、人手不足感が強く、かつ、労働者のスキル向上を処遇に結び付ける仕組みが十分存在していなかった業界を中心に、この制度の導入について、事業所管省庁を通じた業界団体への要請を実施する。



★ 社内検定の認定を受けている場合、上記手続きの一部を省略できる場合があります。

(例) 試験内容等は変更せず、受検対象者のみを拡大する場合

団体等検定に係る「スキルの習得のための講座受講については、本年秋から、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う」(新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版_令和6年6月21日)とされており、詳細は、今後、労働政策審議会において議論の上、決定される予定です。

職業能力検定(団体等検定制・社内検定認定制度)に関するお問い合わせ

- 新たに団体等検定・社内検定の認定を目指す企業・業界団体等の方
- 団体等検定・社内検定の認定要件を確認したい方
- 具体的な団体等検定・社内検定の手続きの流れを確認したい方 など、団体等検定・社内検定の構築支援等を希望する際のお問い合わせ先

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会(厚生労働省委託事業受託者)

電話：03-3353-4641／E-mail：post@kanka.or.jp

受付時間：9:00～17:00(12:00～13:00、土・日・祝日は除く)

- 職業能力検定(団体等検定・社内検定)制度全般のお問い合わせ先

厚生労働省 人材開発統括官 能力評価担当参事官室

電話：03-5253-1111(内線 5945, 5976)／

E-mail：shanaikentei@mhlw.go.jp



団体等検定制について
詳細はこちらから

厚生労働省認定 職業能力検定について

NEW

新たに「団体等検定制」を創設しました！



従来の社内検定認定制度は、個々の企業や団体が、そこで働く労働者を対象に実施する社内検定のうち、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が認定する制度です。一方、団体等検定制は、雇用する労働者以外の方(求職者、学生、フリーランス等)も受検対象者となるものです。当制度を人材開発のためにご活用ください。

職業能力評価制度の概要

NEW

	技能検定	団体等検定	認定社内検定
概要	厚生労働大臣が、労働者の技能を検定し、これを公証する制度(技能士)	要件を満たす民間検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定(国家資格ではない)	要件を満たす社内検定を厚生労働大臣が認定※ ※検定の枠組みを認定(国家資格ではない)
実施機関	都道府県又は民間団体	民間団体・個別企業	民間団体・個別企業
対象技能	・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種(概ね年間1000人以上)	地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象	個別企業、団体において先進的・特有の技能
対象者	実施機関の雇用労働者以外も対象	実施機関の雇用労働者以外も対象	実施機関の雇用労働者のみが対象 (団体が実施する場合には会員企業の労働者)
評価方法	・学科試験+実技試験により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級		



01 技能の見える化・標準化



導入企業・団体の声

自己流で行っていた技能を標準化でき、どの店舗でも同じできればの商品を提供できるようになった。

●小売業



技能の標準化によりベテランの暗黙知であった技能が基準として明文化された。

●金属加工機械製造業

02 従業員のモチベーションアップ



全体の中での業務の位置づけが分かり、キャリア構築の一つの目安になる。

●繊維製品製造業

受検や講習会などを通じて継続的な勉強の場ができ、従業員のモチベーションが向上した。

●ビルメンテナンス業

03 知識や技能・技術の向上



受検を通して得た技能や知識から基本を再認識でき、商談の進め方に幅が出てきた。

●自動車卸売業

関係者全員が連携して、スキル向上の体制づくりを強化したことで技術習得効果が高まった。

●小売業

04 若手従業員の定着・新入社員の採用



各職場の熟練者が真剣に練習に打ち込む姿を毎日見るうちに、キャリアプランの重要な取り組みに位置付ける従業員が出てきた。

●輸送用機械器具製造業

目指すべき姿が明確となり、目標を持って働けるきっかけとなっている。

●建設業



05 技能評価への権威づけ



厚生労働省から認定されたことにより、安易な修正はできなくなり、権威のある持続的な制度として運用できる。

●輸送用機械器具製造業

検定合格者のみがチャレンジできる研修や専門コースも設けており、新たな学びの機会を得るために目標の一つとなっている。

●小売業

06 有資格者の実績への寄与



導入企業・団体の声

有資格者は総じて売上、接客数、お客様 1 人当たりの販売個数など高い傾向も見られる。

●小売業

販売促進においても資格保有者は顕著な実績を示しており、受検で得た知識や技能が評価され、安心して商品を買っていただけることにつながっている。

●小売業

07 顧客の評価



顧客との信頼関係を築ききっかけになり、売上にも貢献している。

●農業用機械製造業



認定を受けたことを顧客に PR することにより、食品安全に取り組んでいる企業や病院から一定の評価を受けるようになってきた。

●ビルメンテナンス業

08 業界内での地位向上・差別化



品質の信頼性をアピールする材料にもなっている。

●輸送用機械器具製造業

独自の資格が乱立している業界の中で、厚生労働省認定という大きな差別化を図ることができ、メリットを感じている。

●生活関連サービス業

09 地域産業振興に貢献



組合に属する企業間の連携醸成にもつながっており、地域活性化のために取り組むという意識が徹底されている。

●繊維製品製造業

人材育成と産業振興が相まって、商品の付加価値が高まっており地域振興に寄与するブランディングに成功することができた。

●金属加工機械製造業

10 広報効果・企業ブランドの向上



1 級取得者はワッペンをつけたり、認定証を飾ったりして積極的に PR している。

●自動車製造業



バッジや名刺により技術のある従業員が接していることが伝わり、顧客の安心感、信頼感の向上につながっている。

●小売業

Press Release

報道関係者 各位

令和6年8月29日

照会先

人材開発統括官付 能力評価担当参事官室

参事官 安達 佳弘

主任職業能力検定官 増岡 宗一郎

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5976)

(直通電話) 03(3502)6958

技能検定「林業職種」を新設しました

～今年度から「林業」の技能に関する新しい技能検定試験が始まります～

厚生労働省は、このたび、「職業能力開発促進法施行規則」および「職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令」の一部を改正し、「技能検定」の職種に「林業職種」を新設しました。これに伴い、試験業務を行う指定試験機関として、「一般社団法人林業技能向上センター」を指定しましたので公表します。

技能検定「林業職種」の新設は、林業従事者の技能向上とともに、国による公証制度導入に伴い林業従事者の就業環境の整備および社会的・経済的地位の向上、ひいては、安全性の向上による労働災害の減少に寄与することを目的としています。

今後、厚生労働省では、林野庁等とも連携を図りつつ、本職種の受検勧奨等に取り組んでいきます。

概要

- ・ 技能検定（※1）の職種に林業職種（※2）を新設
- ・ 育林作業、素材生産作業を適切に実施するにあたり必要な技能や知識を検定対象とし、複数等級（1級、2級、3級、基礎級）による試験を今年度から実施
- ・ 試験業務は、指定試験機関として、一般社団法人林業技能向上センターが行う

（別添資料）技能検定「林業職種」の職種新設について

※1 技能検定とは、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的として、労働者の有する技能・知識の程度を検定し、これを公証する国家検定制度。合格した者は「技能士」と称することができる。

[技能検定に関する情報について（技のとびら 技能振興ポータルサイト）](#)

※2 「林業職種」とは、育林及び素材生産を行う業務に従事する職種。

1 技能検定試験の概要

- ① 「林業」とは、木を育て伐採するというサイクルを守ることにより、森林の恩恵を人の暮らしに与える仕事であり、育林及び素材生産を行う業務に従事する職種。
- ② 育林作業、素材生産作業を適切に実施するにあたり必要な技能を対象とし、複数等級（1級、2級、3級及び基礎級）による試験を実施。
- ③ 試験業務は、民間の指定試験機関として、一般社団法人林業技能向上センター（※）が行う。
※ 林業従事者の人材育成を図ることを目的として主な林業関係中央団体により設立された一般社団法人であり、令和4年度、5年度に業界試験を実施。

2 職種新設の背景・理由

- 林業職種は、多様な自然条件の下で作業が行われ、気象、地形など木を取り巻く状況に応じた適切な作業を行うとともに現場に潜む危険を事前に察知する必要がある、また、作業の実施に当たりチェーンソー等の機械類や刃物を使用する機会が多く正確かつ安全に作業を行う必要があることから、高度な技能や専門的知識が求められる。
- 検定創設により、林業従事者の技能向上が見込まれ、国による公証制度導入に伴い林業従事者の就業環境の整備及び社会的・経済的地位の向上、ひいては、安全性の向上による労働災害の減少に寄与する。

3 申請内容の審査

- 令和6年3月、（一社）林業技能向上センターから「林業職種」に係る指定試験機関の指定申請を受理。
- 申請内容について、職業能力開発専門調査員からは「職種新設・指定試験機関の指定は適当」とのご意見。

4 今後のスケジュール

- 省令等の施行後、指定試験機関から提出される試験に係る試験科目及びその範囲、試験業務規程等について、技能実習において実施される講習との整合性が図られているか等を確認・審査の上、認定。
- 林業職種の第1回試験は、令和7年1月に学科、実技試験（判断等試験）、2月から3月にかけて実技試験（製作等作業試験）を実施予定。

行政改革の重要方針（抄）

平成 17 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。

このため、政府はこれまで「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定。以下「12 年行革大綱」という。）及び「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。以下「16 年行革方針」という。）等に基づき、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進してきた。

今後、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。この観点から、以下のとおり、更に推進すべき行政改革の重要課題について、現段階で新たに政府として具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、既往の行革方針等で示された事項と併せ、これらを更に推進し改革を続行する。

また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成 18 年通常国会に提出する。

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

（４）特別の法律により設立される民間法人の見直し

特別の法律により設立される民間法人については、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、その事業等について別表 5 の措置を講ずる。

また、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）等に適合するよう引き続き指導監督を行う。

【別表 5】

法人名（所管府省）	講ずべき措置
＜その他法人＞	
中央職業能力開発協会 （厚生労働省）	○技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。 ○（以下略）

規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）（抄）

Ⅱ．各重点分野における規制改革

5 官業改革

（3）既往の会議等が提言した官業改革のフォローアップ

② 特別の法律により設立される民間法人

ア 中央職業能力開発協会

【問題意識】

中央職業能力開発協会は、国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定のうち民間参入が行われている職種は極めて限定的であることから、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議）における指摘を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、各種技能検定職種の更なる民間参入の促進を図るとともに、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされた。

これを受けて、厚生労働省では、平成18年5月以降「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月には、技能検定職種の統廃合・新設や民間参入の促進に関する基本的考え方を示した報告書が取りまとめられるに至った。

現在、この基本的考え方にに基づき、厚生労働省において、その具体的な対応策が検討されているところであるが、技能検定職種の統廃合等について検討を進めるに当たっては、協会の事業に公費が投入されている事実にかんがみ、当該業界団体及び関連する専門家のみによる検討に止まらず広く公共の見地より、統廃合等がもたらす社会的利益が透明なプロセスの下で検証されることが重要と考える。また、この検討作業が、遅延することなく実施され、速やかに技能検定職種の統廃合等を実現するためには、作業工程を明確化させるとともに、統廃合等についての定量的基準を設定する必要がある。

【具体的施策】

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進す

るため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。【平成20年度措置】

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。【平成20年度結論】

令和5年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

1 検討会の役割

職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定131職種のうち都道府県方式で実施している111職種を対象に、技能検定制度等に精通した有識者が統廃合等の判断基準に基づき、職種の統廃合等の具体的取扱いについて検討するもの。

2 統廃合等の判断基準

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（①）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（②）、統廃合の可否等を検討する。

- ① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下（第1次判断(定量的基準)）
ただし、以下の場合は検討対象から除外
- ・ 直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超
 - ・ 隔年又は3年毎の実施の場合は、年間平均受検申請者数がそれぞれ50人以上又は30人以上
- ② 受検申請者数以外の社会的便益を勘案し、統廃合等の可否について検討（第2次判断（社会的便益））
- ・ 関係業界団体等に対するヒアリングの実施
 - ・ 一般国民に対するパブリックコメントの実施（令和6年1月17日～2月16日の間で実施）

3 検討対象職種

令和5年度は、①の基準に該当する枠組壁建築職種について、②の観点から検討を行った。また、令和2年度検討会において令和4年度試験をもって職種廃止（ただし、受検申請者数が90人以上となった場合には、改めてその存廃について検討会に諮る）とされた機械木工職種について、改めて検討を行った。

職 種	受検申請者数 6年平均値 (平成29～令和4年度)	受検申請者数					
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
枠組壁建築	48	80	85	53	定期試験中止	68	－
機械木工	37	－	－	81	－	－	140

○ 上記2職種の試験実施頻度（令和4年度時点）は、以下のとおり。

枠組壁建築 : 隔年実施
機械木工 : 3年毎実施

4 検討結果のポイント

1. 枠組壁建築：

(数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業)

- 令和3年度を起点に隔年で検定を実施しているが、令和4年度以前6年間の平均受検申請者数が48人となり、第1次判断基準の50人を2人下回っている。しかしながら、建築大工の技能検定合格者など潜在的な受検申請者は多いことから、関係業界団体が
 - ① 会員や協力業者、建築大工関係団体等の協力を得て、当該資格取得対象となり得る職人の数や技能士資格の取得率、不合格者等を把握しつつ、潜在的な受検申請者がどこにいるのか具体的に突き止めて受検勧奨を行っていくこと、
 - ② 受検予定者への事前講習の参加勧奨や事前講習の充実を行っていくことや、所属企業への支援の仕組みの検討や導入を行っていくこと、
 - ③ 技能士資格取得者に毎月資格手当を支給している事例や在留資格「特定技能」の外国人技能者が受検している事例等の好事例を周知していくこと、で受検申請者の増加が期待でき、企業による技能検定試験の活用が促進される可能性もある。
- このため、枠組壁建築職種については、関係業界団体が資格取得対象者を把握しつつ受検勧奨を行うことや事前講習の充実等により受検者拡大を図ること、ホームページや機関誌等を通じた好事例の周知等により企業による技能検定試験の活用を促進することを条件に、隔年での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当である。
- なお、次回試験を実施する令和7年度の受検申請者数が188人を下回ることとなった場合には、改めて3年毎実施に実施頻度を落とすことや職種廃止とすることについて本検討会に諮るものとする。

2. 機械木工：

(木工機械の整備及び木工機械による木材の加工を行う作業)

- 令和4年度の機械木工職種の受検申請者数は、90人以上の140人であり、
 - ① 6年平均の受検申請者数は、30人以上(37人)
 - ② 全作業(機械木工作業及び木工機械作業)が3年毎の実施となっている。
- また、事務局職員が関係業界団体訪問によるヒアリングを行ったところ、関係業界団体は引き続き取組を強化して業界として技能検定を活用していきたいと取り組む姿勢を見せている。
- このため、引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを条件に、3年毎での都道府県方式による実施の継続を認めることが適当である。